

元気なまち藤枝

平成26年度

藤枝市組織、定員管理の概要



藤枝市総務部人事課、市長公室行政経営課

平成26年度藤枝市行政組織機構・定員管理について

平成26年度は、市制60周年の節目の年にあたり、第5次藤枝市総合計画の前期5カ年計画の総仕上げに向けて取り組んでいく年度となることから、「選ばれるまちふじえだ」づくりの理念をより具現化するため、産学官や地域の元気と活力を育み、本市のさらなる魅力づくりと発信に励み、藤枝市の未来のために、子どもたちのために、職員が一生懸命に仕事に打ち込む「実働的な組織」の編成を行います。

《平成26年度 重点方針》

- 1 第2期市長マニフェストの確実な実施
- 2 第5次総合計画の目標達成及び前期計画の総仕上げに向けた取り組みの強化
- 3 「ひと＝活力」を戦略的に藤枝に呼び込む施策の実施
- 4 庁内分権と人材育成・確保など、地方の時代に対応できる基礎自治体づくり

職員体制は、新藤枝市定員適正化計画に基づき、平成25年度と同程度の職員数で臨み、少数精鋭主義を継続して、さらなる市民サービスの向上を目指します。

I 平成26年度組織、職員配置の概要

■第5次総合計画に基づく平成26年度の重点戦略

- 1 安全安心なまちをつくる
- 2 まちの“魅力”をつくる
- 3 人と人、都市と都市の“つながり”をつくる
- 4 藤枝の新たな“価値”をつくる

■重点戦略に基づく組織編成の方向性

- 1 市民の生命と財産を守る危機管理体制の充実に向けた組織編成
- 2 本市の重点施策を機動的に推進していく組織編成
- 3 本市の魅力を高め、内外に発信していく組織編成
- 4 庁内連携を推進し、市民サービスの質を高める組織編成

■平成26年度行政組織の概要

1 安全安心なまちをつくる

(1) 危機管理体制の充実

○第4次被害想定に基づいて地域防災及び原子力対策の充実を図り、市民が安全に安心して暮らせるよう危機管理体制を強化します。

⇒アクションプログラム推進体制の強化

■危機管理課に**危機対策担当**を配置

計画の策定と進行管理、計画に基づく防災対策・体制の維持、原子力対策の充実を担当制により分担し、相互連携により機動力を発揮する危機管理体制を整えます。

(2) 防犯・防災対策の推進

○犯罪被害や風水害から市民の生命と財産を守り、災害時に避難が困難な人を支援する堅実な防災・防犯体制を築きます。

⇒災害時に避難行動が困難な人への支援体制の充実

■福祉政策課に**法人・災害時支援担当**を配置

福祉法人への指導監督と併せて、災害時に避難が困難な「避難行動要支援者」対策の充実を図ります。

(3) 交通安全の推進

○子どもから高齢者までの交通安全に注力する体制を継続します。

2 まちの“魅力”をつくる

(1) 4Kの推進（危機管理は、「1 安全安心なまちをつくる」に別掲）

○市民生活の基盤となる健康福祉、教育、環境、危機管理の各施策を着実に推進し、本市の魅力をさらに高めるよう組織体制を拡充します。

⇒本市の重点施策の推進に向けたマネジメント体制の拡充

■健康福祉部に**健康推進担当理事（部長級）**を配置

市民ニーズが増加、多様化している健康づくりの指揮・監督者として、庁内の横断連携を主導し、柔軟かつ効果的に施策を推進します。

※所管：健康企画課、健康推進課、国保年金課

⇒本市の政策課題の解決に向けたマネジメント体制の拡充

■環境水道部に上下水道担当理事（部長級）を配置

地域に密着した政策課題を解決するため、部長と責任を分担して環境政策を指揮・監督し、市民生活に不可欠なライフラインの的確な維持管理、更新を推進します。

◇所管：上水道課、下水道課

《都市建設部を加えて3部に配置する理事の職務》

- ・部長を補佐するとともに、部内の特定の課・室を所管して指揮・監督します。
- ・市議会本会議に出席し、分掌する事務に関する答弁等を行います。
- ・所管する課・室に関して、部長の専決事項に相当する事項を専決するものとします。

⇒志太広域事務組合との堅実な連携によるクリーンセンター推進体制の強化

■環境水道部長が、「志太広域事務組合（志広組）理事」を併任

■環境水道部のクリーンセンター推進室を「岡部支所」内に移設（志広組職員を併任）

岡部支所内の志太広域事務組合との連携を常態化させ、一体となって地元対応と環境影響評価の進捗を図り、地域の理解を得ながら事業の展開を推進します。

⇒ライフラインの維持管理を的確に行う効率的な実務体制の構築

■環境水道部の上水道管理課と上水道工務課を「上水道課」に統合

企業経営と施設整備・管理を一元化し、経営を基軸とした職員意識と柔軟な人員配置により、さらに効率的な事業運営に取り組みます。

■下水道課に「整備計画担当」を配置

老朽化する管路・処理施設の長寿命化及び耐震化を計画的に推進します。

⇒サッカーを中心としたまちの魅力をつくり、発信する組織づくり

■市民文化部のスポーツ振興課内に「サッカーのまちドリームプラン推進室」を設置

伝統あるサッカー文化を本市の個性と捉え、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、健康づくりから交流、産業振興も視野に本市の魅力創出と情報発信に取り組みます。

(2) 子育て支援の充実

○子どもたちの豊かな感性を育むとともに、安心して子どもを育てられるよう支援体制を強化します。

⇒子どもの保育と子育て支援に向けた体制の強化

■児童課に「保育企画係」を設置

現在の担当制を発展させ、組織的に「子ども・子育て支援新制度」に対応した統括的役割を担い、施設整備等の事業計画の策定と関係施策の推進を図ります。

(3) 安定的な医療の提供

○質の高い医療を安定的に提供し、堅実な経営基盤の確立に向けて取り組む体制の強化を図ります。

⇒安定した医療の提供に資する教育研修機能の強化

■市立総合病院に「教育研修センター」を設置

臨床研修センター機能の拡充により、オール病院体制で医療スタッフ全体の人材育成やスキルアップに取り組み、医療サービスの質の向上と安定した提供を推進します。

(4) 定住促進への取り組み

○誰もが住みたくなり、住み続けたくなるまちづくりに力を注ぎ、戦略的なシティ・プロモーションを展開するよう組織体制を拡充します。

⇒本市の重点施策の推進に向けたマネジメント体制の拡充

■都市建設部にまちづくり担当理事（部長級）を配置

本市の発展に不可欠なまちづくりの視点から、関連部局の連携を束ねる指揮・監督者として、多面的かつ実効的な施策の展開と内外への発信に取り組みます。

※所管：都市政策課、中心市街地活性化推進室、水守区画整理事務所

⇒障害のある人などへの相談支援体制の強化

■自立支援課に「相談支援係」を設置

窓口での相談業務を組織体制で取り組み、必要な支援に着実に結びつけ、さらなる市民サービスの向上を図ります。

(5) 来訪・消費のきっかけづくり

○地域資源の積極的な活用により、観光・文化の振興と発信に取り組む体制を維持します。

3 人と人、都市と都市の“つながり”をつくる

(1) 市民活動の促進

○市民活動の活性化を促進するとともに、地域活動を支援する体制を継続します。

(2) 連携、交流の促進

○志太榛原地域の連携や友好都市提携の輪を広げるための体制を維持します。

○市制60周年などの記念事業に取り組む体制を明確にします。

⇒市制60周年施策の進行管理体制の明確化

■全庁的に指揮する「60周年特命」を配置（市長公室長が兼務）

■企画政策課に「企画政策・60周年担当」を配置

各部局や分野で予定されている市制60周年記念事業が効果的に展開され、内外に情報が発信されるよう、施策の進行管理と事業調整に取り組みます。

4 藤枝の新たな“価値”をつくる

(1) 市内経済の活性化（産業の振興）

○農業政策の環境変化に対応し、本市の基幹産業であるお茶を中心に、農山村地域の活力創出と産業振興に取り組む体制を整えます。

⇒お茶を中心とした農業振興に取り組み、積極的に発信する組織づくり

■産業振興部の農林課内に「お茶のまち推進室」を設置

「お茶振興プラン」を策定し、明確なビジョンのもと、藤枝茶の振興と魅力の発信に全力を注ぎ、26年度に本市で開催予定の「全国茶サミット」の成功に向けて取り組みます。

(2) ポテンシャルの向上

○緑と歴史に育まれた美しい景観と安全な公共施設、アクセスに優れた道路により、まちの魅力を向上させ、発信していく体制の充実を図ります。

⇒都市景観形成の推進に向けた体制の充実

■都市政策課の屋外広告担当を包含して「都市景観担当」を配置

地域特性を活かした魅力溢れる藤枝らしい景観形成に向けて計画策定と条例制定等を行い、地域振興や観光振興も含めた活力あるまちづくりを進めます。

(3) 市組織内の「質」の向上

○「新公共経営実行計画」に基づいて、効果的で、市民に分かりやすい組織づくりに取り組みます。

⇒円滑な収納業務に向けた体制の明確化

■納税課の収納第一係、収納第二係を「収納係」に統合

業務を一元化して組織の効率化を図るとともに、専門業務を担当制として明確に区分し、市民に分かりやすい納税環境を整備して円滑な収納業務を推進します。

II 平成26年度組織改正と定員管理

■ 組織改正（市立総合病院を除く）

	部	課、室、センター等
H25年度	9	64
H26年度	9	65
増減	±0	+1

■ 定員管理

- 市立総合病院を除く職員数は、平成25年4月1日の726人と比較して2人減の724人とします。
- 定員管理については、公の奉仕者として市民の暮らしを支え、「選ばれるまち」に向けて質の高い市民サービスを提供できるよう、引き続き、改革改善運動を展開するなかで職員の仕事の仕方を見直し、組織的な業務改善に取り組み、真に市民にとって必要な業務への職員の重点配置と“適財適所”に努め、職員のやる気と市役所の元気を高めます。

新・定員適正化計画による定員管理

(単位：人)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (予定)	27年度
目 標 数	759	729	729	728	726	724
実 職 員 数	742	728	732	726	724	
増 減	単年度	—	▲14	4	▲6	▲2
	累 計	—	▲14	▲10	▲16	▲18

※各年度4月1日現在の職員数（特別職、教育長、病院職員を除く）

※再任用職員は除く